

関 税 政

第 42 号

発行所：関東信越税理士政治連盟
〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町4-333-13 OLSビル14F
TEL 048 (643) 1661 FAX 048 (643) 1475

発行責任者：会長 井部 俊一
編集責任者：広報委員長 三輪 洋之
HP <http://www.kanzeisei.jp/>



碓氷湖 (群馬県安中市)

写真説明

中尾川と碓氷川の合流点を堰き止めて造った人工湖で、四季折々美しい姿を見せますが、特に秋の湖面にうつる紅葉はすばらしいものです。

湖畔には散策道があり、約20分で一周できます。

写真提供 一般社団法人安中市観光機構

目次

参議院議員選挙結果	2
第53回定期大会	3
井部会長あいさつ	5
令和元年度運動方針	11
令和2年度税制改正に関する建議書の概要	17
幹事長就任のあいさつ	20
各県税政だより	25



第25回参議院議員通常選挙を振り返って

国対委員長

岸 生子

令和元年7月4日に公示された第25回参議院議員通常選挙は、7月21日に投開票が行われた。関東信越税理士政治連盟（以下「関税政」という。）が推薦した12人のうち8人が当選した（詳細は表に掲載）。

4月に統一地方選が行われ、大阪では維新の会が更に躍進し、各地で立憲民主党が議席を増やしたが、自民党、公明党はほとんどの道府県で第1党を維持した。衆議院補欠選挙では、大阪で維新、沖縄でオール沖縄が当選した。終盤の国会では、与党の予算委員会欠席、維新の議員が問題発言により離党、「年金2000万円不足」問題が取りざたされた。衆議院を解散してダブル選挙かというニュースも流れたが、衆議院の解散もなく、参議院選挙となった。

関税政では、平成30年12月20日に関税政の推薦候補者を決め、日本税理士政治連盟（以下「日税政」という。）に推薦した。その後31年3月26日に追加推薦を決め、12人の推薦となった。すぐに推薦状を候補者に届け、選挙の際には応援することを約束した。

7月3日の関税政の定期大会では、参議院選挙公示日の前日ということで、懇親会に参加する国会議員が少ないことが懸念された。だが時間のない中、駆け付けてくれた国会議員からは熱いあいさつや決意表明があり、感謝とともに心から当選を願う気持ちが湧いた。

税理士による後援会をはじめ、会員の皆様か

らの多大な協力に感謝している。選挙事務所の手伝いやはがきの宛名書き、電話などを行い、候補者の出陣式や立会演説会には多くの会員に参加していただいた。

付度発言、パワハラ問題などにより残念な結果となった候補者もいたが、当選した議員といっしょにこれからもよりよい税制について考えていきたい。

関税政は、平成30年12月20日及び31年3月26日、関税政推薦候補者及び日税政推薦候補者の推薦を機関決定した。令和元年7月21日の投開票において下記8人が当選した。

(敬称略)

氏名	選挙区	定数	政党	結果
藤田 幸久	茨城県	2	立憲民主党(現)	—
上月 良祐	茨城県		自由民主党(現)	
高橋 克法	栃木県	1	自由民主党(現)	
清水 真人	群馬県	1	自由民主党(新)	
古川 俊治	埼玉県	4	自由民主党(現)	
矢倉 かつお	埼玉県		公明党(現)	
穴戸 千絵	埼玉県		国民民主党(新)	—
熊谷 裕人	埼玉県		立憲民主党(新)	
塚田 一郎	新潟県	1	自由民主党(現)	—
羽田 雄一郎	長野県	1	国民民主党(現)	
小松 ゆたか	長野県		自由民主党(新)	—
羽生田 たかし	比例代表	—	自由民主党(現)	

※ = 当選 - = 当選に至らず

関東信越税理士政治連盟

第53回 定期大会を開催



会場風景

井部会長を三選

関税政は、令和元年7月3日午後2時30分から、パレスホテル大宮（さいたま市）において第53回定期大会を開催した。

当日は代議員250人中233人（委任状出席73人）が出席し、坂場信夫・小池英之両副幹事長の司会で大会が進められた。

高野善生副会長から開会の辞があり、来賓の紹介の後、井部俊一会長は3つの基本方針を示しながらあいさつ（5ページに掲載）を行った。続いて江本英仁関東信越税理士会会長から税理士会を代表してあいさつがあった。

議長には大川芳宏副会長、副議長には狩野要一副会長が選出され、議長は議事録署名人を指名して議事に入った。

第1号から第8号議案を渡邊輝男幹事長ほか

担当の副幹事長が議案説明し、全議案は可決承認された。

議事終了後、各県税政連の幹事長を務める代議員6人が指名され、大会決議文の力強い朗読が行われ、また、三選された井部会長から抱負が述べられた。

続く祝賀において、関税政に貢献された9人に対する感謝状贈呈が行われた後、小島忠男日本税理士政治連盟会長、柴崎一男東京税理士政治連盟副会長、瀧浪貫治東京地方税理士政治連盟会長、藤森強千葉県税理士政治連盟会長から祝辞が述べられた。

その後、西田まこと参議院議員（公明党税制調査会会長）から国政報告があり、祝電披露の後、百瀬征男副会長の閉会の辞で午後5時に大会が終了した。



江本関東信越会会長あいさつ



井部関税政会長あいさつ

その後の懇親会では、多くの国会議員が出席し交流や意見交換が行われ、和やかな雰囲気のうち午後6時45分全日程が終了した。

今大会で上程された議案

- 第1号議案 平成30年度運動経過及び組織活動の承認を求める件
- 第2号議案 平成30年度収支決算の承認を求める件（監査報告）
- 第3号議案 関東信越税理士政治連盟規約の一部改正の議決を求める件
- 第4号議案 令和元年度運動方針の議決を求め

- る件
 - 第5号議案 令和元年度組織活動方針の議決を求める件
 - 第6号議案 令和元年度収支予算の議決を求める件
 - 第7号議案 任期満了に伴う改選の議決を求める件
 - 第8号議案 大会決議の議決を求める件
- ※第53回定期大会の議案書は関税政ホームページに全文掲載されています。
アドレス【<http://www.kanzeisei.jp/>】です



大川議長（左）、狩野副議長



高野関税政副会長



渡邉関税政幹事長



小島日税政会長



柴崎東京税政連副会長



瀧浪東京地方税政連会長



藤森千葉税政連会長



百瀬関税政副会長

大会決議

- 一、われわれは、税理士制度の発展と納税者のための真の代表を国会に送るため強力な運動を展開する。
- 二、われわれは、納税者に信頼される税理士制度の確立を目指して強力な運動を展開する。
- 三、われわれは、公正な税制の確立及び税務行政改善のため強力な運動を展開する。
- 四、われわれは、税制改正に際し、中小企業者に過重な負担をもたらすことのないよう強力な運動を展開する。
- 五、われわれは、規制改革の動向を注視し、税理士会への強制入会制と税理士業務の無償独占堅持のため強力な運動を展開する。
- 六、われわれは、税理士の業務に重大な影響を及ぼす動向に対して強力な運動を展開する。

大会決議文を力強く朗読する各県税政連幹事長



茨城税政連坂場幹事長



栃木税政連小池幹事長



群馬税政連入沢幹事長



埼玉税政連秋山幹事長



新潟税政連古川幹事長



長野税政連横沢幹事長



定期大会会長あいさつ

関東信越税理士政治連盟

会長 井部 俊一

皆様、こんにちは。本日は、お忙しい中、関東信越 6 県の税政連から多くの代議員の皆様に出席いただき誠にありがとうございます。

ご来賓として日本税理士政治連盟から小島会長、東京税政連から柴崎副会長と吉川幹事長、東京地方税政連から瀧浪会長と鈴木幹事長、千葉県税政連から藤森会長と江波戸幹事長、そして関東信越税理士会から江本会長、関税協から吉村理事長、国保組合から和久井理事長にご出席をいただきました。また、当連盟の顧問、会計監事の皆様にもご出席をいただいております。

皆様におかれましては、常日頃、関税政の会務にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

一年間の活動については後ほど議案の中で報告させていただきます。

まずは、明日 7 月 4 日公示、7 月 21 日投開票の第 25 回参議院議員通常選挙であります。関税政では 6 県下から 12 人の候補者を推薦させていただきました。皆様のご支援の程、よろしく願いいたします。

さて、私は、関税政の会務に当たって、3 つの基本政策を掲げております。

- 1 税理士会との連携
- 2 会費収納、組織率の向上
- 3 後援会活動の活発化

であります。

1 の税理士会との連携についてであります。本連盟は関東信越税理士会の方針とその事業達成以外の政治活動を行うものではなく、関東信越税理士会の方針にそった政治活動を行います。それを明確にするため、規約第 3 条「目的」を改正すべく、後ほど改正案を上程させていただきます。今までより一層、方向性をしっかりと定め活動してまいります。どうぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

2 の会費収納につきましては、皆様ご存じの

ように、税政連でいう会費というのはあくまでも県税政連の会費でありまして関税政へは分担金として県税政から納めていただいております。2017 年 4 月 1 日から関東信越税理士会の会費収納方法が本会一括収納方法に変わりました。それに伴って各県税政連の会費のみ各支局（「支部」）で収納いただく手間を考慮し、群馬税政連以外の 5 県は本会に収納事務を委託する方法を選択いたしました。この方法が、若干の問題点となっている県税政連もありますが、しっかりとご理解いただけるように努めてまいります。

3 の後援会活動であります。現在、関税政では 38 人の現職国会議員の後援会（40）があります。ただ、後援会のない支局もあります。できれば関東信越 62 支局（43 選挙区）すべてに後援会がある状態にしたいと活動しています。

今年度にも 5 つの後援会を設立いただきました。誠にありがとうございます。

一般会員が行う政治活動の第一歩は「税理士による国会議員後援会」への参加であります。積極的な後援会活動を行い、より多くの会員にその活動に参加いただくことにより、税政連への理解も深まるものと確信いたします。

各後援会におかれましては国政報告会や勉強会及び定期総会等をぜひ実施していただきたいと思っております。国会議員の生の声を聴いて、皆様の生の声を税理士会のために国会議員に伝えていただきたいと思っております。

さて、冒頭でお願いしましたが、参議院議員通常選挙が控えております。選挙時こそ後援会の出番です。しっかりと選挙応援をすることにより強固な信頼関係を築いていただきたいと思っております。

結びに、本日もご出席いただきました皆様のご繁栄、ご健勝、ご多幸を祈念いたしまして、私のあいさつといたします。

本日はよろしくお願い致します。



祝 辞

日本税理士政治連盟

会長 小島 忠 男

本日は、関東信越税理士政治連盟の第53回定期大会が、盛大に開催されますことを心からお慶び申し上げます。また、日ごろから日本税理士政治連盟の会務運営に対し、格別のご高配を賜り深謝申し上げます。

本日の大会では、任期満了に伴う役員改選が行われました。井部会長が再選されました。引き続きご尽力賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

さて、明日、7月4日に第25回参议院議員通常選挙が公示されます。国政選挙への対応は、税政連にとって最も重要な活動であり、日税政は全国統一の運動方針を確立のうえ、全国の税政連の皆様力を結集し全力でこれに取り組むこととなります。関東信越税理士政治連盟におかれても、7月21日の投開票に向け、積極的に対応されるよう、改めてお願い申し上げます。

このほかの日税政の諸課題についても、所信の一端をご報告させていただきます。

まず、税理士法改正について申し上げます。

日税連は、制度部がとりまとめた「次期税理士法改正に関する答申」をホームページで公開し、11月30日を期限とした意見募集を行っています。この答申は、税理士制度が国民にとって必要不可欠な制度であるという基本認識のもと、近未来の税理士制度のあり方について論点整理したものであり、具体的には、電子申告における署名押印のあり方やICT社会における事務所のある方、税理士試験の受験資格の見直しなどを法改正要望項目としています。

なお、近年、税理士試験受験者数が減少しております。平成30年度の税理士試験合格者数は672人。これは10年前となる平成20年度の964人と比較すると、3割以上減少していることになります。

一方、今年3月末のデータによれば、平成30年度の新規登録者数は2,648人。このうち、税理士試験合格者は28.6%の756人、試験免除者は52.1%の1,379人、公認会計士・弁護士は

19.3%の513人となっております。

日税連制度部の答申においては、制度の根幹である資格のあり方についても真剣に議論が行われております。日税政は、日税連と連携して、次世代にとって魅力のある、そして、国民・納税者により一層信頼される税理士制度とするため、積極的に対応いたします。

次に、税制改正への対応について申し上げます。

4月1日に施行された平成31年度税制改正においては、事業承継税制のさらなる見直しや電子帳簿保存制度の要件緩和など、多くの要望が実現いたしました。令和2年度税制改正に向けた対応が既に開始されております。日税連は、6月27日の理事会において、令和2年度税制改正に関する建議書を機関決定しており、日税政は、日税連と連携して、税制改正要望の実現に向け、積極的に対応いたします。

さて、税政連の意義と役割がより重要になる中、都市部を中心とする政治離れが進んでおり、税政連組織の強化や後援会活動の活性化が喫緊の課題となっております。日税政は、昨年の定期大会において、日税連との連携をより一層明確にし、同時に税政連のさらなる財政健全化に資するための規約改正を行いました。今後も引き続き、全国の単位税政連のご理解とご協力を得て、さらなる組織強化と組織改革を推進いたします。

税理士政治連盟の目的は、税理士会の要望実現です。税政連活動の成果はすべての税理士会会員が等しく享受します。すべての税理士が税政連の活動にご理解いただき、誇りと使命感を持って活動に参加していただけるよう、日税政は単位税政連の皆様と英知を結集して取り組んでまいります。今後も、会員の皆様には、税理士政治連盟の活動に対して、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げますとともに、本日もご参会の皆様のご健勝と貴連盟の益々のご発展を切にお祈りいたしまして、祝辞といたします。

ご 来 賓

(敬称略・順不同)

<衆議院>

議員名	選挙区	政 党
田所 嘉徳○	茨城 1 区	自由民主党
額賀 福志郎	茨城 2 区	自由民主党
葉梨 康弘	茨城 3 区	自由民主党
梶山 弘志	茨城 4 区	自由民主党
石川 昭政	茨城 5 区	自由民主党
国光あやの	茨城 6 区	自由民主党
永岡 桂子	比例北関東	自由民主党
石井 啓一	比例北関東	公 明 党
神田 裕	比例北関東	自由民主党
青山 大人	比例北関東	国民民主党
浅野 哲	比例北関東	国民民主党
船田 元	栃木 1 区	自由民主党
福田 昭夫	栃木 2 区	立憲民主党
籙 和生	栃木 3 区	自由民主党
佐藤 勉	栃木 4 区	自由民主党
茂木 敏充	栃木 5 区	自由民主党
佐藤 明男	比例北関東	自由民主党
尾身 朝子	群馬 1 区	自由民主党
井野 俊郎	群馬 2 区	自由民主党
笹川 博義	群馬 3 区	自由民主党
福田 達夫	群馬 4 区	自由民主党
小渕 優子	群馬 5 区	自由民主党
中曾根康隆	比例北関東	自由民主党
長谷川嘉一	比例北関東	立憲民主党
堀越 啓仁	比例北関東	立憲民主党
上野 宏史	比例南関東	自由民主党
村井 英樹	埼玉 1 区	自由民主党
新藤 義孝○	埼玉 2 区	自由民主党
黄川田仁志○	埼玉 3 区	自由民主党
穂坂 泰○	埼玉 4 区	自由民主党
枝野 幸男	埼玉 5 区	立憲民主党
大島 敦○	埼玉 6 区	国民民主党
神山 佐市○	埼玉 7 区	自由民主党
柴山 昌彦	埼玉 8 区	自由民主党
大塚 拓○	埼玉 9 区	自由民主党
山口 泰明	埼玉10区	自由民主党
小泉 龍司	埼玉11区	自由民主党
野中 厚	埼玉12区	自由民主党
土屋 品子○	埼玉13区	自由民主党
三ツ林裕巳○	埼玉14区	自由民主党
田中 良生	埼玉15区	自由民主党
中根 一幸○	比例北関東	自由民主党
百武 公親	比例北関東	自由民主党
牧原 秀樹○	比例北関東	自由民主党
小宮山 泰子○	比例北関東	国民民主党
山川百合子○	比例北関東	立憲民主党
高木 鍊太郎○	比例北関東	立憲民主党
森田 俊和○	比例北関東	国民民主党
岡本 三成	比例北関東	公 明 党
西村 智奈美	新潟 1 区	立憲民主党
鷲尾 英一郎○	新潟 2 区	自由民主党
黒岩 宇洋	新潟 3 区	無 所 属
菊田 真紀子	新潟 4 区	無 所 属
泉田 裕彦	新潟 5 区	自由民主党
高鳥 修一	新潟 6 区	自由民主党
細田 健一	比例北陸信越	自由民主党
斎藤 洋明	比例北陸信越	自由民主党

石崎 徹	比例北陸信越	自由民主党
務台 俊介	比例北陸信越	自由民主党
後藤 茂之	長野 4 区	自由民主党
宮下 一郎	長野 5 区	自由民主党

<参議院>

議員名	選挙区	政 党
岡田 広	茨城選挙区	自由民主党
郡司 彰	茨城選挙区	無 所 属
上月 良祐	茨城選挙区	自由民主党
藤田 幸久	茨城選挙区	立憲民主党
石井 章	比例代表	維 新 の 会
上野 通子	栃木選挙区	自由民主党
高橋 克法	栃木選挙区	自由民主党
中曾根弘文	群馬選挙区	自由民主党
関口 昌一	埼玉選挙区	自由民主党
西田 実仁○	埼玉選挙区	公 明 党
大野 元裕○	埼玉選挙区	国民民主党
古川 俊治	埼玉選挙区	自由民主党
矢倉 克夫○	埼玉選挙区	公 明 党
行田 邦子○	埼玉選挙区	無 所 属
片山 さつき	比例代表	自由民主党
若松 謙維	比例代表	公 明 党
塚田 一郎	新潟選挙区	自由民主党
風間 直樹	新潟選挙区	立憲民主党
森 ゆうこ	新潟選挙区	国民民主党
水落 敏栄	比例代表	自由民主党
吉田 博美	長野選挙区	自由民主党
羽田 雄一郎	長野選挙区	国民民主党

○印は本人出席

<関連団体・組織>

日本税理士政治連盟	会 長	小島 忠男
東京税理士政治連盟	副会長	柴崎 一男
東京税理士政治連盟	幹事長	吉川 裕一
東京地方税理士政治連盟	会 長	瀧浪 貫治
東京地方税理士政治連盟	幹事長	鈴木 崇晴
千葉県税理士政治連盟	会 長	藤森 強
千葉県税理士政治連盟	幹事長	江波戸 秀記
関東信越税理士会	会 長	江本 英仁
関東信越税理士協同組合連合会	理 事 長	吉村 寛
関東信越税理士国民健康保険組合	理 事 長	和久井 工



大会来賓

出席国会議員 (早く帰られた議員の方の写真は掲載できませんでした。)

(敬称略・順不同)



国政報告をする
西田実仁参議院議員



新藤義孝衆議院議員



黄川田仁志衆議院議員



穂坂泰衆議院議員



大島敦衆議院議員



神山佐市衆議院議員



大塚拓衆議院議員



土屋品子衆議院議員



三ツ林裕巳衆議院議員



中根一幸衆議院議員



小宮山泰子衆議院議員



山川百合子衆議院議員



森田俊和衆議院議員



大野元裕参議院議員



矢倉克夫参議院議員



行田邦子参議院議員

懇親会スナップ



新藤義孝衆議院議員 (左)、三ツ林裕巳衆議院議員 (右)



黄川田仁志衆議院議員



大島敦衆議院議員



神山佐市衆議院議員



大塚拓衆議院議員 (左)、牧原秀樹衆議院議員 (右)
中根一幸衆議院議員 (中)



土屋品子衆議院議員



三ツ林裕巳衆議院議員



小宮山泰子衆議院議員



山川百合子衆議院議員



森田俊和衆議院議員



大野元裕参議院議員



行田邦子参議院議員



西田実仁参議院議員



国会議員秘書の方々



吉川東京税政連幹事長



江波戸千葉税政連幹事長



鈴木東京地方税政連幹事長

令和元年度運動方針

自 平成 31 年 4 月 1 日

至 令和 2 年 3 月 31 日

本連盟の目的はその規約第 3 条において下記のとおり定められている。

第 3 条 (目的)

本連盟は、関東信越税理士会の方針にそって、税理士の社会的、経済的地位の向上を図るとともに、納税者のための税理士制度及び租税制度並びに税務行政を確立するため、必要な政治活動を行うことを目的とする。

規約にあるように、本連盟は関東信越会の方針とその事業達成以外の政治活動を行うものではなく、関東信越会の方針にそった政治活動を行うものである。

主となる運動としては、関東信越会が税理士法第 49 条の 11 (建議等) の「税理士会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。」との規定に基づき、関東信越会の理事会において決議された令和 2 年度税制改正及び税務行政に関する意見とこれを基礎とした税理士法第 49 条の 15 により日税連の理事会で決議された建議書に従った政治活動を行うことである。

本連盟では、税理士の社会的地位の向上と関東信越会の基本施策を実現するために、各種施策・運動等に取り組んでいく必要がある。

また、本連盟の規約第 3 条の目的を達成するために、関東信越の各県税政連や税理士による後援会及び日税政と連携し、本連盟の施策に賛同し尽力される国会議員を支持し、次に掲げる具体的課題に取り組むこととする。

- 1 税制改正への対応については、中小企業の活性化に資する政策の実現や経済的弱者に配慮した政策の実現に向けた活動を行う。
- 2 社会保障・税番号制度への対応については、その利用状況を注視し、個人事業者番号などの導入について個人情報などの保護に資する活動を行う。
- 3 税務行政改善への対応については、調査手続規定の運用を注視し、納税者の権利・利益の救済・保護に資する活動を行う。
- 4 税理士法の改正については、更なる税理士制度の発展を目指し、資格制度見直しの動向を注視するとともに、会員の研修についても支援できるように引き続き活動を行う。
- 5 税理士制度に影響を及ぼす規制改革や制度改革の動向については、迅速かつ的確な対応を行う。
- 6 国政選挙については、各県税政連や後援会と連携して、組織力を強化し、支援活動を積極的に行う。

平成30年度 収支計算書

自 平成30年4月 1日

至 平成31年3月31日

(収入の部)

(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	摘 要
分 担 金	40,111,500	40,229,750	△ 118,250	
分 担 金	40,111,500	40,229,750	△ 118,250	
寄 付 金	0	340,000	△ 340,000	
個人からの寄付	0	0	0	
政治団体からの寄付	0	340,000	△ 340,000	
そ の 他 の 収 入	100,000	1,250,240	△ 1,150,240	
雑 収 入	100,000	1,250,240	△ 1,150,240	
前 年 度 繰 越 金	15,608,961	15,608,961	0	
前 年 度 繰 越 金	15,608,961	15,608,961	0	
合 計	55,820,461	57,428,951	△ 1,608,490	

(支出の部)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	摘 要
経 常 経 費	8,200,000	7,382,960	817,040	
備品・消耗品費	500,000	0	500,000	
事務所費	7,700,000	7,382,960	317,040	
政 治 活 動 費	45,600,000	31,862,920	13,737,080	
組織活動費	24,800,000	16,394,737	8,405,263	※1
選挙関係費	500,000	9,720	490,280	
その他の事業費	100,000	0	100,000	
調査研究費	100,000	0	100,000	
寄付・交付金	20,000,000	15,458,463	4,541,537	※2
その他の経費	100,000	0	100,000	
予 備 費	2,020,461	0	2,020,461	
予 備 費	2,020,461	0	2,020,461	
次 年 度 繰 越 金	0	18,183,071	△ 18,183,071	
次 年 度 繰 越 金	0	18,183,071	△ 18,183,071	
合 計	55,820,461	57,428,951	△ 1,608,490	

※1 組織活動費内訳

組織対策費	6,838,461
大会費	5,708,038
交際費	1,067,440
広報費	2,780,798
合 計	<u>16,394,737</u>

※2 寄付・交付金内訳

日税政分担金	8,762,400
各県税政連交付金	2,362,030
後援会活動助成金	3,134,033
参議院議員推薦料	1,200,000
合 計	<u>15,458,463</u>

令和元年度収支予算

自 平成 31 年 4 月 1 日

至 令和 2 年 3 月 31 日

(収入の部)

(単位：円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	摘 要
分 担 金	40,342,500	40,111,500	231,000	
分 担 金	40,342,500	40,111,500	231,000	
寄 付 金	100,000	0	100,000	
個人からの寄付	0	0	0	
政治団体からの寄付	100,000	0	100,000	
そ の 他 の 収 入	1,000,000	100,000	900,000	
雑 収 入	1,000,000	100,000	900,000	
前 年 度 繰 越 金	18,183,071	15,608,961	2,574,110	
前 年 度 繰 越 金	18,183,071	15,608,961	2,574,110	
合 計	59,625,571	55,820,461	3,805,110	

(支出の部)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	摘 要
経 常 経 費	8,500,000	8,200,000	300,000	
備 品 ・ 消 耗 品 費	500,000	500,000	0	
事 務 所 費	8,000,000	7,700,000	300,000	
政 治 活 動 費	45,600,000	45,600,000	0	
組 織 活 動 費	24,800,000	24,800,000	0	※ 1
選 挙 関 係 費	500,000	500,000	0	
そ の 他 の 事 業 費	100,000	100,000	0	
調 査 研 究 費	100,000	100,000	0	
寄 付 ・ 交 付 金	20,000,000	20,000,000	0	※ 2
そ の 他 の 経 費	100,000	100,000	0	
予 備 費	5,525,571	2,020,461	3,505,110	
予 備 費	5,525,571	2,020,461	3,505,110	
合 計	59,625,571	55,820,461	3,805,110	

※ 1 組織活動費内訳

組織対策費	11,000,000
大会費	8,000,000
交際費	2,300,000
広報費	3,500,000
合 計	<u>24,800,000</u>

※ 2 寄付・交付金内訳

日税政分担金	8,802,000
後援会等活動助成金	5,500,000
衆議院議員推薦料	4,000,000
その他活動費	1,698,000
合 計	<u>20,000,000</u>

関東信越税理士政治連盟規約の一部改正

〔提案理由〕

本連盟の組織の強化・運営効率化を図れるよう規約を次のとおり改正する。

関東信越税理士政治連盟規約改正(案)新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条、第2条 省略 (目的) 第3条 本連盟は、 <u>関東信越税理士会の方針にそって、税理士の社会的、経済的地位の向上を図るとともに、納税者のための税理士制度及び租税制度並びに税務行政を確立するため、必要な政治活動を行うことを目的とする。</u>	(目的) 第3条 本連盟は、 <u>全組織を挙げて政治力を強化し次の政治活動を行うことを目的とする。</u> (1) <u>関東信越税理士会の目的と、その事業を達成するために必要な政治活動</u> (2) <u>前号のほか税理士の権益拡大と税制の改正等に必要な政治活動</u>
第4条から第30条 省略 (役員の任期) 第31条 役員(会計監事を除く。)の任期は、 <u>その選任後初めて到来する事業年度開始の日から2年とする。ただし、再任を妨げない。</u> 2 <u>会計監事の任期は、その選任後初めて召集される定期大会終了のときから就任後第2回目の定期大会終了後のときまでとする。ただし、再任を妨げない。</u> 3 <u>補欠選任による役員任期は、前任者の残任期間とする。</u>	(役員の任期) 第31条 役員任期は、 <u>就任後第2回目の定期大会終了の時までとする。ただし、再任を妨げない。</u> 2 <u>補欠選任による役員任期は、前任者の残任期間とする。</u>
第32条から第41条 省略 附則 <u>この規約の一部改正(第3条「目的」)は令和元年7月3日から施行する。</u> 附則 <u>この規約の一部改正(第31条「役員の任期」)は令和3年4月1日から施行する。</u> <u>なお、本連盟第53回定期大会(令和元年7月3日開催)において新たに選任された役員(会計監事は除き、委員は含む。)の任期は、令和3年3月31日までとする。</u>	

関東信越税理士政治連盟役員・委員名簿

※任期は、令和元年度定期大会から令和 3 年 3 月 31 日まで、会計監事の任期は令和元年度定期大会から令和 3 年度定期大会まで（敬称略）

役 職 名	氏 名
会 長	井部 俊一（新潟）
副 会 長	高野 善生（長野） 渡邊 輝男（埼玉） 大石 敬（埼玉） 若山 実（茨城）
	小池 英之（栃木） 田子 一夫（群馬） 秋山 典久（埼玉） 高橋 潔（新潟）
	百瀬 征男（長野） 小林 馨（群馬）
幹 事 長	秋山 典久（埼玉）
副 幹 事 長	坂場 信夫（茨城） 茨城県税政連幹事長 政策委員長
	小口 秀一（栃木） 栃木県税政連幹事長 後援会対策委員長
	三輪 洋之（群馬） 群馬県税政連幹事長 広報委員長
	岸 生子（埼玉） 埼玉県税政連幹事長 国対委員長
	森山 昭彦（新潟） 新潟県税政連幹事長 財務委員長
	横沢 正（長野） 長野県税政連幹事長 組織委員長
	原口 哲也（茨城） 政策副委員長
	仲野 光男（栃木） 後援会対策副委員長
	柳澤 彰（群馬） 広報副委員長
	新井 正（埼玉） 財務副委員長
	永井 保（埼玉） 政策副委員長
	樋之口 猛（埼玉） 国対副委員長
	島崎 己作（埼玉） 広報副委員長
	落合 順二（埼玉） 後援会対策副委員長
	田中 操（新潟） 国対副委員長
成澤優一朗（長野） 組織副委員長	
幹 事	内田 茂行（茨城） 岡本 篤典（栃木） 佐藤 昌義（群馬） 小林 俊一（埼玉）
	真島 一誠（新潟） 上條 光信（長野） 長谷川良則（埼玉） 遠井 洋子（栃木）
	西山 利昭（長野） 橋本 一哉（埼玉） 井澤 琢磨（茨城） 星野 裕司（茨城）
	倉井 章（栃木） 荻原 秀幸（栃木） 澤口 利行（群馬） 入沢 紀行（群馬）
	中村 文男（埼玉） 寺門 孝彦（埼玉） 中村 岳（埼玉） 廣田 敦（埼玉）
	村椿 正子（新潟） 齋藤 嘉一（新潟） 山浦 雅雄（長野） 五味 公一（長野）
会 計 監 事	羽生 健志（茨城） 関口 俊一（栃木） 今泉 祐史（群馬） 豊岡 清朗（埼玉）
	佐野栄日出（新潟） 星野 直信（長野）
推 薦 審 査 会 委 員	井部 俊一（新潟） 高野 善生（長野） 渡邊 輝男（埼玉） 大石 敬（埼玉）
	若山 実（茨城） 小池 英之（栃木） 田子 一夫（群馬） 高橋 潔（新潟）
	百瀬 征男（長野） 内田 茂行（茨城） 岡本 篤典（栃木） 佐藤 昌義（群馬）
	小林 俊一（埼玉） 真島 一誠（新潟） 上條 光信（長野） 秋山 典久（埼玉）
	坂場 信夫（茨城） 小口 秀一（栃木） 三輪 洋之（群馬） 岸 生子（埼玉）
	森山 昭彦（新潟） 横沢 正（長野）
顧 問	清水 武信（埼玉） 小林 健彦（栃木） 江本 英仁（埼玉） 吉澤利喜平（長野）
	峰岸 一朗（栃木） 瀬戸 清明（長野）

関税政委員会名簿

(令和元年度定期大会～令和3年3月31日)

委員会名	人数	担当副会長	委員長	副委員長	委員
政策委員会	9	若山 実 (茨城)	坂場 信夫 (茨城)	原口 哲也 (茨城) 永井 保 (埼玉)	小澤 一夫 (茨城) 海老原和弘 (栃木) 重田 一雄 (群馬) 大淵 賢 (新潟) 伊藤 穂波 (長野)
財務委員会	9	高橋 潔 (新潟)	森山 昭彦 (新潟)	新井 正 (埼玉)	星 京一 (茨城) 森田 善彦 (栃木) 長島 敏行 (群馬) 植野 正子 (埼玉) 成田 俊郎 (新潟) 掛川 有一 (長野)
組織委員会	9	百瀬 征男 (長野)	横沢 正 (長野)	成澤優一朗 (長野)	坂入 賢樹 (茨城) 田野井 正 (栃木) 関口 礼史 (群馬) 中村 文男 (埼玉) 穴戸由喜夫 (新潟) 神谷 正紀 (長野)
国対委員会	8	秋山 典久 (埼玉)	岸 生子 (埼玉)	樋之口 猛 (埼玉) 田中 操 (新潟)	千葉 良和 (茨城) 岡部 記和 (栃木) 尾花 俊彦 (群馬) 神田 厚夫 (長野)
広報委員会	9	田子 一夫 (群馬)	三輪 洋之 (群馬)	柳澤 彰 (群馬) 島崎 己作 (埼玉)	飯田 義明 (茨城) 青柳 孝 (栃木) 小坂橋敬之 (群馬) 齋藤 嘉一 (新潟) 塩川 進 (長野)
後援会 対策委員会	9	小池 英之 (栃木)	小口 秀一 (栃木)	仲野 光男 (栃木) 落合 順二 (埼玉)	飯嶋 雄一 (茨城) 森島 才子 (栃木) 花岡 克明 (群馬) 大矢 隆治 (新潟) 長井 哲朗 (長野)

(敬称略)

税理士による国会議員後援会名簿 (新設)

国会議員名	選挙区	政党名	後援会会長名	後援会幹事長名	設立年月日
永岡桂子	衆・比例北関東	自民党	池谷 達郎	柿沼 利明	R1.7.18
尾身朝子	衆・群馬1区	自民党	澤口 俊行	原澤 春代	R1.7.29

(敬称略)



令和2年度

税制改正に関する 建議書の概要

◎ 税理士法第1条 (税理士の使命)

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

◎ 税理士法第49条の11 (建議等)

税理士会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。(※第49条の15により、日本税理士会連合会に準用されている。)

税制に対する基本的な視点

- ① 公平な税負担
- ② 理解と納得のできる税制
- ③ 適正な事務負担
- ④ 時代に適合する税制
- ⑤ 透明な税務行政

建議書の構成

- ◆ 特に強く主張したい3項目の「本建議書における重要建議項目」
 - ◆ 中長期的な視点から検討した税目ごとの「今後の税制改正についての基本的な考え方」
 - ◆ 全国15税理士会及び当会の570項目の税制改正意見から32項目に集約した「税制改正建議項目」
- ※本紙では、3つの重要建議項目のほか、32の建議項目のうち特に重要かつ早期実現が必要と考える14項目を掲載(裏面)

今後の税制改正についての 基本的な考え方 (抜粋)

所得税	<ul style="list-style-type: none"> ■ 基礎的な人的控除における所得控除方式の維持、その他の人的控除の整理合理化と税額控除化の検討 ■ 所得計算上の控除から基礎的な人的控除(特に基礎控除)へのシフト ■ 多額な有価証券譲渡益等への税率引上げの検討 ■ 公的年金等所得について新たな独立した所得区分の創設
中小法人税制	<ul style="list-style-type: none"> ■ 小規模企業等税制の検討の際、いわゆる法人成り企業に対し特別な取扱いがなされないようにすること ■ 資本金基準と所得金額以外の他の指標(従業員数など)との組合せによる中小法人の範囲の見直し
法人税	<ul style="list-style-type: none"> ■ 財源確保の視点に偏しない適正な課税ベースの構築 ■ 内部留保への課税ではなく政策税制の充実による設備投資等促進 ■ 租税特別措置の整理
消費税	<ul style="list-style-type: none"> ■ 単一税率制度と請求書等保存方式の維持 ■ 基準期間制度の廃止と課税売上高が一定額以下である事業者への申告不要制度の創設 ■ 非課税取引の範囲の縮小

相続税・贈与税	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中間層以下への更なる相続税の課税強化反対 ■ 世代間における資産移転促進に資する贈与税の負担軽減の検討 ■ 小規模宅地等の特例の適正化
地方税	<ul style="list-style-type: none"> ■ 税源の偏在性が少ない地方税制の構築 ■ 償却資産課税の廃止又は抜本的制度改革 ■ 中小法人への外形標準課税の不適用
納税環境整備・その他	<ul style="list-style-type: none"> ■ マイナポータルを活用した税務申告の推進 ■ 納税者憲章の制定、税務調査の事前通知事項の一部書面化・電子化 ■ 申告書等閲覧サービスにおけるコピーの交付等の手続緩和 ■ 成年後見制度に係る税制等の見直し(障害者控除の適用範囲拡大) ■ カーボンプライシングの導入に向けた検討
国際税制	<ul style="list-style-type: none"> ■ 一般的租税回避否認規定(GAAR)の導入反対 ■ 義務的開示制度導入の慎重な検討と事務負担への配慮
災害対応税制	<ul style="list-style-type: none"> ■ 災害損失が十分救済される税制の創設 ■ 地方公共団体における災害税制の専任担当者の育成

令和
2年度

税制改正に関する 重要建議・要望項目

日本税理士会連合会
日本税理士政治連盟

最重要建議・要望項目

消費税における単一税率及び 請求書等保存方式を維持すること。

① 単一税率の維持(軽減税率制度の廃止)

消費税の軽減税率制度は、区分経理等により事業者の事務負担が増加すること等の理由から、早期の見直しを図り単一税率制度にすべきである。低所得者への逆進性対策としては、一定額の簡素な給付措置などを検討すべきである。

② 請求書等保存方式の維持(適格請求書等 保存方式の見直し)

令和5年10月に導入予定の区分経理のための適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス方式)は、事業者及び税務官公署の事務に多大な影響を与えることから、行政手続コスト削減の方向性に逆行することのないように配慮又は見直しをする必要がある。

事業者の負担と徴税コスト等を考慮し、仕入税額控除方式(インボイス方式を含む。)及び免税点制度等の見直しを含めた消費税のあり方について抜本的に再検討すべきである。

基礎的な人的控除のあり方を見直すとともに、 所得計算上の控除から 基礎控除へのシフトを進めること。

① 基礎的な人的控除のあり方を見直し

基礎的な人的控除(基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除及び扶養控除)は、憲法第25条が定める生存権の保障を目的としたものと解されており、健康で文化的な最低限度の生活を維持するために侵害してはならない課税最低限を構成するものである。したがって、このような性質を有する課税最低限は、財政事情を考慮しつつ、生活保護の水準に合わせていくことが望ましい。

また、最低限度の生活を維持するのに必要な部分は担税力を持たないとする最低生活費非課税

の観点から、基礎的な人的控除についてはその額を引き上げ、所得控除方式を維持すべきである。

② 所得計算上の控除から基礎控除へのシフト

給与所得控除及び公的年金等控除の水準が過大であることや、こうした所得計算上の控除が適用されない事業所得者等とのバランスも踏まえ、所得計算上の控除を縮減した上で、基礎的な人的控除を引き上げるべきである。その際、特に、平成30年度税制改正において所得計算上の控除から基礎控除へのシフトが行われたこと及び基礎的な人的控除の中には適用関係が人的事情や所得の多寡に左右されるものがあること等を踏まえ、すべての者に適用されるべき基礎控除に負担調整の比重を移すことが望ましい。

**「災害損失控除」を創設するとともに、
相続時精算課税制度における受贈財産が災害等により
損失を受けた場合の救済措置を設けること。**

① 「災害損失控除」の創設

所得税の雑損控除は、災害又は盗難若しくは横領による損失が生じた場合の担税力の減殺を勘案して設けられているが、激甚災害等の場合、①通常、損失は盗難・横領のときより多額になると、②被災地域の経済基盤が回復するまで相当の期間を要すること、③納税者の理解と納得が得られると考えられること等の観点から、災害による損失を雑損控除から独立させて災害損失控除を創設すべきである。

その際、災害損失は生活基盤に生じた偶発的な損失であり、収入を得るための必要経費的なものではないことから、総所得金額等から他の所得控除より先に控除する現行の取扱いを見直し、まず災害の有無にかかわらず適用される所得控除を適用し、最後に災害損失控除を適用することとす

べきである。

控除しきれない場合の繰越控除期間は、法人税における災害損失欠損金の繰越控除期間も踏まえ、災害損失控除が切り捨てられ復旧に支障をきたさないよう10年以上とし、更に前年分への遡及適用により税額還付を認めるべきである。

また、移転費用等の災害関連支出も災害損失控除の対象とすべきである。

② 相続時精算課税における受贈財産が災害等により損失を受けた場合の救済措置

相続時精算課税制度により受贈した財産について、現行では贈与時の評価により相続税が課税され、災害等による滅失や財産価値の著しい低下があったときでも、担税力に応じた適正価額により課税されない。被災資産のうち相続時精算課税の適用を受けたものについて、相続税の計算上、贈与時の価額か相続時の価額のいずれかを選択できるようにすべきである。

個別要望項目

所得税	① 医療費控除と寡婦(寡夫)控除を見直し、年少扶養控除を復活させること。(建議・要望項目1)
	② 業務用不動産の譲渡損失について、損益通算及び翌期以降の繰越しを認めること。(建議・要望項目2)
	③ 「事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等」の対象を拡大し、事業に係る適正対価の必要経費算入を認めること。(建議・要望項目3)
中小法人税制	④ 繰越欠損金の100%控除制度を維持すること。(建議・要望項目4)
法人税	⑤ 確定決算主義を尊重し、役員給与の損金算入規定等を見直すこと。(建議・要望項目9)
	⑥ 少額減価償却資産の取得価額基準を引き上げること。(建議・要望項目10)
消費税	⑦ 基準期間制度を廃止し、新たに小規模事業者に対する申告不要制度等を創設すること。(建議・要望項目13)
	⑧ 非課税取引の範囲から、社会政策的な配慮に基づき非課税とされる取引を除外し、課税取引として課税標準の計算や仕入税額控除の計算を行うこと。(建議・要望項目14)
	⑨ 簡易課税制度のみなし仕入率を引き下げ、設備投資に対する別枠での控除を認めること。(建議・要望項目15)
相続税・贈与税	⑩ 取引相場のない株式等の評価の適正化を図ること。(建議・要望項目17)
	⑪ 相続税・贈与税の連帯納付義務を廃止すること。(建議・要望項目19)
地方税	⑫ 償却資産に係る固定資産税制度について、廃止を検討するなど、そのあり方を抜本的に見直すこと。(建議・要望項目21)
	⑬ 上場株式等の配当所得等に関し、個人住民税において所得税と異なる課税方式を選択する場合の申告手続を簡素化すること。(建議・要望項目22)
納税環境整備 ・その他	⑭ 税務手続においては電子申告等の活用を基本とし、そのための課題を具体的に分析・検討し、制度及びシステムの両面での積極的な環境整備を行うこと。(建議・要望項目26)
	(1) マイナポータルとe-Taxの連携 (2) 支払調書制度の見直し (3) 電子帳簿等保存制度の普及 (4) 各税法における電子申告の位置付けの見直し (5) システム面の対応 (6) 納税のキャッシュレス化への対応



幹事長就任の あいさつ

関東信越税理士政治連盟
幹事長 秋山典久

令和元年7月3日に開催された関東信越税理士政治連盟（関税政）定期大会で幹事長に選任されました秋山典久です。

渡邊前幹事長からバトンタッチをしました。前幹事長が3期6年間に行ってきたように会長を補佐し、下記に記載する税理士政治連盟（税政連）活動行ってまいりますので、税政連会員の皆様のご支援ご鞭撻のほどよろしく申し上げます。

1. 税制改正等の建議等（税理士法第49条の11）について

「税理士会は税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、その諮問に答申することができる。」と規定されている。この規定による主語の「税理士会」とは日本にある税理士会15単位税理士会であり、税理士法第49条の15により日本税理士会連合会（日税連）は、この建議等規定を準用する。

関東信越税理士会（本会）では、税制改正に関する建議書を理事会の議を経て公表をしているが、建議書の作成について毎年9月末までに各支部の会員から要望意見を収集し、各県の調査研究部会（調研部）でとりまとめて本会に提出した後、本会の調研部で3月中に正副会長会、理事会（日税連への提出のため常務理事会にて代位議決）の議を経て建議書を作成している。

日税連では15単位会の建議書をもとにして、日税連調研部において日税連の建議をとりまとめ、6月の日税連理事会の承認で日税連建議書が作成され税理士会による16部の建議書が完成し財務省等官公署に手交することになる。

私は、本会調研部を4期（8年）、日税連調研部3期（6年）にわたって建議書作成のとりまとめをしてきた経験から建議書がトップダウンではなく、税理士会員一人一人の意見を集約したものであることと信じている。

2. 税理士政治連盟の目的

関税政規約第3条に「本連盟は、関東信越税理士会の方針にそって、税理士の社会的、経済的地位の向上を図るとともに、納税者のための税理士制度並びに税務行政を確立するために、必要な政治活動を目的とする。」と規定している。税政連は、税理士及び税理士会の求める以外の政治活動はこの目的に反するため個人的な

活動はしない。税政連は、上記の日税連建議書をもとに税政連の要望事項として国会議員等に陳情し、税政改正等を実現することである。ただし、税政連の会員といっても一人の国民として自由に政治活動としての主義主張を妨げることはしない。

3. 税政連の財政について

関税政の活動資金として関税政所属の各県税政連から税理士会登録者数に対して一人当たり5,500円を負担してもらっている。各県税政連では、会員としての確認や会費収納についてのトラブルも見受けられるが、税政連は税理士会と異なり強制入会ではない。税理士会の建議を達成することを目的に活動する団体であることを税理士会員に理解してもらうこと。それぞれの税理士に恩恵があるように努力をしていることを理解してもらったうえで各県の税政連への会費納入のお願いをしなければならない。

各県税政連ではそれぞれの収納方法は異なるが、本会が導入している本会、県連及び支部会費の収納時に会費収納事務委託契約にて税政連会費収納を代行してもらうことで、税政連単独での事務費用を縮減できることも理解してもらいたい。本会が収納しているような誤解があるが、本会及び税政連お互いの経費削減を図った施策であることを理解してもらいたい。

4. 令和2年度の税制改正重要要望項目

日税連の税理士法第49条の15による令和2年度税制改正重要項目は3つである。

(1) 消費税について

今年の10月から導入される複数税率制度について廃止を含め見直すべき。

その後導入される 免税事業者が排除される可能性のある適格請求書（いわゆるインボイス）はまじめな日本人には必要はないこと。

(2) 所得税について

給与所得控除や年金控除が改正で10万円だけ変更されたが、働き方の多様性を重視して、定職のサラリーマンに特典がある制度ではなく、働き方に関係なく生活保障が保たれるような基礎的な人的控除を拡大すべきである。

(3) 災害関係税制について

地震、風水害と頻繁に発生するなかで税務申告期限は待たなし。西日本豪雨が平成30年7月7日日税連調研部の仲間も被災し、すぐに日税連会長に7月10日源泉所得税の納期延長のお願いをした。今回の改正項目は、災害損失控除を雑損控除とは別の規定で創設すること。また、相続時精算課税の適用を受けた財産が被災して評価減した場合の相続税の評価を贈与時ではなく相続時の評価とするべきこと。

以上

税理士会員やこれから税理士を目指す方の皆様に何が出来るか考えて、税法や税理士法などの改正を国会にお願いに行きます。

今後ともご支援をお願いいたします。

各委員長就任のあいさつ

政策委員長に就任して

政策委員長
坂 場 信 夫

この度、井部会長より政策委員長の委嘱を受けました茨城県税政連幹事長の坂場です。

7 月 3 日に開催された定期大会で令和元年度の政策委員会の組織活動方針が次の 8 項目に決定されました。

- 1 本年度運動方針に基づき、本連盟の具体的政策を策定する。
- 2 本連盟の長期的政策を検討する。
- 3 日税政及び関東信越税理士会と連絡調整を図る。
- 4 税理士の業務及び職域に係る情報の収集に努める。
- 5 税理士の社会的登用、業務の確保・拡充をするための諸施策を進める。
- 6 税理士の業務及び職域に対する各種侵害行為を防止するための諸施策を進める。
- 7 税理士法改正・税制改正等税理士の業務に大きな影響を与える情報を検討・分析し、関東信越税理士会にその対応方法等を助言する。
- 8 各県税政連の会員の資質向上に寄与する研修会開催の企画立案を行う。

上記のとおり、非常に多くの活動方針ですが、微力ながら精一杯努めてまいりますので、2 年間ご支援ご協力をよろしくお願い致します。

財務委員長に就任して

財務委員長
森 山 昭 彦

今期より財務委員長に就任しました新潟県税政連幹事長の森山昭彦です。不慣れですが、皆

様の理解と協力のもと任務を遂行していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

税政連の活動は、各県税政会員の皆様から納付していただく会費によって賄われています。具体的には、関税政の活動費用は各県税政からの分担金によっており、その分担金が各県税政の会費から納付されています。しかしながら各県税政においては、その会費収納に苦勞しているのが現状です。

税政連は「税理士会の目的と、その事業を達成するために必要な政治活動」、「税理士の権益拡大と税制の改正等に必要な政治活動」の 2 つの政治活動を行うことを目的としています。税法の改正や税理士法の改正などには政治活動は必要不可欠です。その活動成果は、税理士会全員の利益となることを理解していただき、会費収納の向上に皆様のご協力をお願いします。

組織委員長に就任して

組織委員長
横 沢 正

組織委員長として 3 期目を迎えることになりました。

前年度から積み残した審議機関の改変をすること。そして各県税政連の標準規約のうち「第 6 条（組織）」の改正については、栃木県税政連の訴訟の結果を確認し改正すること。これら具体的な課題のほか、組織率の向上と組織活動の統一強化を図るため各県税政連と連絡調整及び連携強化を図り、各県における組織活動が円滑に活発に行われるよう努める。

また、各県税政連の規約と標準規約の統一化を進める。上記目的達成のため、力不足ですが、努力致します。よろしくお願い致します。

国対委員長に就任して



国対委員長
岸 生子

2期目の国対委員長になりました埼玉県浦和支局の岸でございます。他の役員や会員の皆様といっしょにできる限りがんばります。これからも税政連に対し、ご支援とご協力をよろしくお願いいたします。

税理士会では、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議することはできますが、政治活動ができません。税理士業界の発展のために政治活動は不可欠です。そのために税政連があります。

税政連では、税理士会の要望の実現に向けて、政党や国会議員に働きかけ（陳情など）を行います。国会議員等に私たちの要望を十分に伝えてご理解いただくように活動をしています。その活動の中心となるのが、国対委員会です。

また、国政選挙の際には、選挙応援も行います。応援する政党は特に決まっていますが、税理士会に理解があり私たちのためになる議員、税理士による後援会がある議員が中心です。

今後ともよろしくお願いいたします。

広報委員長に就任して



広報委員長
三 輪 洋 之

この度、広報委員長を仰せつかりました前橋支局の三輪です。右も左もわからない中での大役で大変緊張しておりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

関税政は日税政の運動方針にのっとり、税理士の社会的地位の向上と関東信越税理士会の基本施策を実現するために、各県税理士政治連盟

及び税理士による国会議員等後援会の協力を得て各種施策や運動を展開しています。

広報委員会は、本連盟の目的達成のため、機関誌「関税政」を発行し、情報提供を行い広報活動の充実をはかってまいります。特に後援会活動については、写真などを多く掲載し、その様子を皆様に分かりやすくお伝えしていきます。

今までの広報委員会が築き上げてこられた実績を大切に、皆様に興味関心を持っていただける情報を発信していきたいと思っています。

また、関税政ホームページでは、関税政の活動状況や機関誌のバックナンバーも掲載しておりますので、是非ご覧ください。

<http://www.kanzeisei.jp/>

後援会対策委員長に就任して



後援会対策委員長
小 口 秀 一

本年度から後援会対策委員長に就任いたしました栃木県宇都宮支局の小口秀一でございます。

税政連は、政治力を強化し2つの政治活動を行うことを目的として掲げております。そのために、各県税政連や後援会及び日税政と連携して本連盟の施策に賛同し尽力される国会議員等を支持していかねばなりません。

これまで各県ごとに多くの税理士による後援会を立ち上げその数は49後援会となっており、本年度も先の参議院選挙にも絡み新たな後援会が立ち上がる予定です。ただ、後援会によってはその活動の状況に大きな差が生じてもおります。

私はまだ不慣れな状況ではありますが、新たな後援会の設立と多くの後援会の活動活性化を図るため、「税理士による国会議員等後援会の支援に関する規定」の周知とそれによる支援体制の充実を実現できるよう活動して行きたいと思っております、どうぞご協力よろしくお願いいたします。

「税理士による国会議員等後援会の支援に関する規程」の一部改正

税理士による国会議員等後援会の支援に関する規程の一部を次のとおり改正する。

「税理士による国会議員等後援会の支援に関する規程」一部改正案新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(後援会会員構成要件)</p> <p>第 5 条 支援後援会の認定を受けようとする後援会は、次の (1) (2) のいずれかの会員数を達成しなければならない。</p> <p>(1) 各県税理士政治連盟の会費を納入している会員 <u>25</u> 人。</p> <p>(2) 被後援者の選挙区内に事務所又は住所を有する各県税理士政治連盟会員の 15% の会員 (会費納入者)。</p> <p>(3) 前各号の会員は後援会会員名簿に記載があり、後援会規約に基づく後援会会費を納入していなければならない。</p> <p>(経過措置)</p> <p>第 9 条</p> <p>(削る)</p> <p>(規程の改廃)</p> <p>第 <u>9</u> 条 本規程の改廃は、幹事会の議を経なければならない。</p> <p>附 則</p> <p>1. <u>この規程の一部改正 (第 5 条、第 9 条) は、令和元年 6 月 10 日から施行する。</u></p>	<p>(後援会会員構成要件)</p> <p>第 5 条 支援後援会の認定を受けようとする後援会は、次の (1) (2) のいずれかの会員数を達成しなければならない。</p> <p>(1) 各県税理士政治連盟の会費を納入している会員 <u>30</u> 人。</p> <p>(2) 同左</p> <p>(3) 同左</p> <p>(経過措置)</p> <p>第 9 条 現に存する後援会 (以下「既存後援会」という。) は、この規程制定時において支援後援会とする。</p> <p>2 既存後援会は平成 24 年 3 月 31 日までに、第 5 条の認定に必要な後援会会費徴収について、後援会規約に追加記載しなければならない。</p> <p>3 既存後援会は第 5 条を平成 26 年 3 月 31 日までに達成しなければならない。</p> <p>4 既存後援会は第 6 条を平成 27 年 3 月 31 日までに達成しなければならない。</p> <p>(規程の改廃)</p> <p>第 <u>10</u> 条 規程の改廃は、幹事会の議を経なければならない。</p>

「支援後援会に対する助成金交付基準」の一部改正

支援後援会に対する助成金交付基準の一部を次のとおり改正する。

「支援後援会に対する助成金交付基準」一部改正案新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>この基準は、「税理士による国会議員等後援会の支援に関する規程」第8条に基づき制定する。</p> <p>1. 後援会助成金 本連盟は、毎年4月1日現在活動を行っている支援後援会に対し、次の算式に基づき後援会助成金を交付する。この場合の後援会会員数は、各県税理士政治連盟会費及び後援会規約に定める後援会会費を完納している会員で後援会名簿に記載されている人数とする。 ただし、この金額が2万円に満たない時は2万円とし、5万円を限度とする。 2万円 + (後援会会員数 - 25) × 1,000円</p> <p>2. 活動助成金 国会議員等との懇談会・国政報告会の開催、その他の活動が行われ(1)から(4)の条件をすべて満たす場合は、次のうち最も低い金額を活動助成金として交付する。 ただし、年1回を限度とする。 (a) 4,000円 × 懇談会参加人数(国会議員等を含む) (b) 懇談会費用実費 (c) 5万円 (1) 当該懇談会が税理士による国会議員等後援会の主催によること。 (2) 国会議員等本人が出席していること。 <u>ただし、国会議員等本人が国会会期中等その他やむを得ない事情により欠席の場合には、その配偶者の出席をもって本人が出席したものとみなす。</u> (3) 会場費及び飲食費とそれらに付随する費用を助成するものとし、チケット代金、国会議員等への謝礼・車代、出席者への交通費等は対象としない。 (4) 懇談会開催報告書に領収証のコピーを添付して申請すること。</p> <p>附 則 (平成31年3月26日) <u>この基準の一部改正は、令和元年6月10日から施行する。</u></p>	<p>この基準は、「税理士による国会議員等後援会の支援に関する規程」第8条に基づき制定する。</p> <p>1. 後援会助成金 本連盟は、毎年4月1日現在活動を行っている支援後援会に対し、次の算式に基づき後援会助成金を交付する。この場合の後援会会員数は、各県税理士政治連盟会費及び後援会規約に定める後援会会費を完納している会員で後援会名簿に記載されている人数とする。 ただし、この金額が2万円に満たない時は2万円とし、5万円を限度とする。 2万円 + (後援会会員数 - 30) × 1,000円</p> <p>2. 活動助成金</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p> <p>(3) 同左</p> <p>(4) 同左</p>

各県税政連だより

茨城県税理士政治連盟

幹事長
坂 場 信 夫

1. 第44回定期大会



若山会長あいさつ

令和元年7月17日午後1時30分から、水戸プラザホテル（水戸市）において、第44回茨城県税理士政治連盟定期大会が開催された。原口副幹事長の司会で始まり、根本副会長の開会の言葉、来賓紹介の後、若山会長からあいさつがあった。

議事は海野会員が議長となり、幹事長の坂場と星会計幹事が議案説明をし、第1号議案から第4号議案すべて可決承認された。議事終了後、来賓の高野善生関税政副会長、内田茂行茨城県連会長から祝辞をいただいた。

国会議員等からの祝電披露の後、午後2時28分武藤副会長の閉会の言葉で終了した。

昨年同様に、国会議員等は大会終了後の茨城県連・茨税協・茨税政の三会主宰の懇親会に招待したが、今年も後援会を組織している国会議員を含めて衆議院議員12人参議院議員5人、非現職1人を招待した。出席者は国会議員6人（非現職を含む）、代理の秘書が10人の総数16人となった。また関税政の高野副会長が来賓として出席された。祝辞は、葉梨康弘衆議院議員（自民党・茨城3区）、石川昭政衆議院議員（自民党・茨城5区）、青山大人衆議院議員（国民民主党・比例北関東）、岡田広参議院議員（自民党・茨城県）、藤田幸久参議院議員（立憲民主党・茨城県）、福島伸享氏（無所属）の6人からいただき、代理出席の秘書は壇上で簡単な自己紹介をしていただいた。



葉梨康弘
衆議院議員



石川昭政
衆議院議員



青山大人
衆議院議員



岡田広
参議院議員



藤田幸久
参議院議員



福島伸享
前衆議院議員

2. 後援会の活動

3月24日 「税理士による上月良祐後援会」
設立総会



上月良祐後援会設立総会

6月28日 「税理士による岡田広後援会」
定期総会・国政報告会

7月4日 「税理士による福島のおゆき後援会」
定期総会・活動報告会

7月18日 「税理士による永岡桂子後援会」
設立総会



永岡桂子後援会設立総会

8月6日 「税理士による田所嘉徳後援会」
定期総会・国政報告会

茨税政としては各後援会の協力を仰ぎ、税理士会の要望実現のため陳情活動をこれまで以上に行う方針である。

栃木県税理士政治連盟

幹事長
小 口 秀 一

1. 第48回定期大会



小池英之会長あいさつ

栃木県税理士政治連盟は、令和元年7月19日午後1時から宇都宮東武ホテルグランデ（宇都宮市）において、第48回定期大会を開催した。

定期大会は小林由忠副幹事長の司会進行により、倉井章副会長の開会宣言を経て、森島才子副幹事長による井部俊一関税政会長をはじめとする来賓の紹介の後小池英之会長のあいさつがあった。

その後、司会者から本総会は定足数（代議員総数50名中出席者50名）を満たしており、有効に成立している旨の報告があり、議長に小峰儀則代議員（真岡支局）が選任された。

議長は、議事録署名人に柴伸彦代議員（真岡支局）、遠山敦代議員（大田原支局）の2人を指名し、議事に入った。

議案は、第1号議案から第6号議案まで上程され、全ての議案が賛成多数で可決承認された。

議事終了後、大会決議が岡部記和副幹事長により読み上げられ、決意を新たにした。

今回の大会では、本年3月まで会長を務められた大川芳宏前会長に、長年の貢献に対する感謝状が小池英之会長から授与された。

このあと、ご来賓を代表して井部俊一関税政会長から祝辞をいただいた。

最後に、海老原和弘副幹事長が祝電を披露し、大島富司副会長の閉会宣言により午後1時55分に大会を閉会した。



採決風景

2. 後援会活動

(1) 高橋かつのり後援会



高橋克法議員あいさつ

6月6日ホテルニューイタヤ（宇都宮市）において、税理士による高橋かつのり後援会第1回定期総会が開催された。

上程された議案すべてが可決承認され無事大会が終了した後、高橋克法参議院議員（自民党・栃木県）を囲んで懇親会が開催された。

懇親会では、高橋議員が各テーブルを回り栃木県の農業に関するお話を中心に会員と熱く語られ、時間をオーバーしてこちらが次の会合に遅れることを心配して声をおかけするほど熱心に親交を深められた。



集合写真



懇親会

(2) 福田とみかず後援会



福田富一県知事あいさつ

8月19日ホテルニューイタヤ（宇都宮市）において、9回目となる福田富一県知事による県政報告会を開催した。

福田知事からの1時間にわたる県政についての熱心な講演に聴き入った後、懇談会が開催され、県連会長である岡本篤典副会長の乾杯の発声から福田知事が各テーブルを回って一人一人言葉を交わされ会員と親交を深めながら、会員からの言葉に耳を傾けられた。

最後に倉井章副会長から、2022年栃木県で開催の第77回国民体育大会及び第22回全国障害者スポーツ大会への寄付を呼びかけて、和やかなうちに閉会を宣言した。



集合写真



会場の様子

群馬県税理士政治連盟

幹事長

三 輪 洋 之

1. 第48回定期大会



富岡賢治高崎市長あいさつ

令和元年7月23日ホテルメトロポリタン高崎（高崎市）において代議員97人中86人の出席のもと第48回定期大会が開催された。ご来賓として、富岡賢治高崎市長、秋山典久関税政幹事長、佐藤昌義群馬県連会長、岩澤安国群税協理事長、八木義明国保組合群馬県連理事長のご臨席をいただいた。

狩野要一顧問、手島昇一相談役が議長に選任され、両議長の議事進行により上程された第1号議案から第6号議案全ての議案が可決承認された。その後、群税政の運営に長年ご尽力いただいた狩野要一前会長に感謝状を贈呈し、ご来賓の方々の祝辞、祝電披露を経て第48回定期大会は無事終了した。



秋山典久関税政幹事長あいさつ

2. 定期大会懇親会

定期大会終了後の懇親会には定期大会にご出席されたご来賓の方々に加え、国会議員及び議員秘書の方々を始め多数のご出席をいただいた。

田子一夫群税政会長のあいさつの後、ご出席いただいた笹川博義衆議院議員（自民党・群馬3区）、尾身朝子衆議院議員（自民党・群馬1区）、清水真人参議院議員（自民党・群馬県）、石関貴史前衆議院議員からごあいさつをいただいた。懇親会では、ご

来賓の方々と群税政代議員との間で積極的な意見交換が行われ、親睦を深めることができた。また、狩野要一顧問によるチェロの演奏も行われ、会場の雰囲気大いに盛り上げていただいた。



笹川博義 衆議院議員 尾身朝子 衆議院議員 清水真人 参議院議員 石関貴史 前衆議院議員

3. 後援会活動

7月29日トラットリア・チイニョ（前橋市）において、税理士による尾身朝子後援会設立総会が開催された。関税政から井部俊一会長にご参加いただき、多数の出席者のもと盛大な設立総会となった。



集合写真

様には、ご出席ありがとうございます。先週通常国会が閉幕となり、衆参ダブル選挙が無くなり、10月1日から消費税の税率アップと軽減税率の導入がほぼ確実にになりました。

統一地方選挙が終わり、これから参議院選挙ですので、推薦候補者が当選するようご協力よろしくお願いたします。また、埼玉県では、知事選挙があり秋には参議院議員の補欠選挙があります。」と、あいさつがあった。



岸副会長開会のことば



大石会長あいさつ

埼玉県税理士政治連盟

幹事長
岸 生子

1. 第54回（定期）大会開催



会場の様子



新島議長（左）、土屋副議長（右）

令和元年7月3日午後1時から、パレスホテル大宮（さいたま市）において、埼玉県税理士政治連盟は、第54回（定期）大会を開催した。

議事の前に大石会長から、「来賓、代議員の皆

その後議長を選出し、第1号議案から第8号議案まで慎重審議の結果、提出議案はすべて賛成多数により可決承認された。新役員を代表して、秋山新会長から、「役員任期が再来年の3月末までとなりましたが、税政連の会務を精一杯推進していきます。会員の皆様には、今後ともご協力いただきますようよろしくお願いいたします。」とあいさつした。



採決の様子

2. 参議院議員選挙について

埼玉選挙区は定員が1人増えて4人となった。埼玉税政では、それに合わせ現役の古川俊治参議院議員（自民党・埼玉県）・矢倉克夫参議院議員（公明党・埼玉県）に加え、新人の熊谷裕人氏（立憲民主党・埼玉県）・宍戸千絵氏（国民民主党・埼玉県）の推薦を決めた。推薦状を届け、選挙事務所に顔を出し、選挙はがきなどの協力もした。また、候補者の立会演説会や駅頭に立つ日などの予定を埼玉税政のメーリングリストで情報共有し、できるだけ参加するようにした。

推薦した4人の候補者のうち3人が当選し、宍戸千絵氏だけ残念な結果となったが、今後につながる活動ができたと思う。

3. 県知事選挙について

8月には、埼玉県知事選挙もあった。上田清司知事が16年間務めた後の選挙ということで、自民党・公明党推薦の青島健太氏（スポーツライター）と、上田知事や立憲民主党などの県組織に支援された大野元裕氏（元参議院議員）の接戦となった。「埼玉に女性知事を」をスローガンに早くから立候補表明していた女性候補が、公示日直前に立候補をとりやめたことも接戦の原因かもしれない。

埼玉税政で一人だけに推薦を出すことができないため、どちらの候補者の会合等にも参加して協力した。結果は、大野元裕氏が制した。

新潟県税理士政治連盟

幹事長

森 山 昭 彦

1. 第52回定期大会を開催

新潟県税理士政治連盟は、令和元年7月23日午後1時から ANA クラウンプラザホテル新潟（新潟市）において第52回定期大会を開催した。

当日は県下各地から代議員80人中79人（うち

委任状出席16人）が出席した。議長に水島顧問を選出し、第1号議案から第6議案までいずれも賛成多数で可決承認された。



高橋会長あいさつ



会場の様子

午後5時30分からの懇親会は、例年と同様に県連との共催により行われた。今年も、鷲尾英一郎衆議院議員（自民党・新潟2区）、西村智奈美衆議院議員（立憲民主党・新潟1区）、塚田一郎前参議院議員の出席を得て盛会のうち懇親を深め終了することができた。なお塚田一郎氏は、直前の参議院議員通常選挙において惜しくも落選したが、次期以降の選挙での復活をあいさつの中で誓った。

2. 第52回参議院議員通常選挙(投開票日7月21日)

新潟県選挙区（定数1）では、自民党現職の塚田一郎氏と野党統一候補の打越さく良氏の対決となった。新潟県税政では後援会があり現職でもある塚田一郎氏を推薦し積極的に応援したが、自身の「忖度発言」や投票日直前の石崎徹衆議院議員（自民党・比例北関東）の「秘書に対する暴行事件」の影響を受け4万票余りの大差で敗北した。その結果、参議院議員2人中2人が女性で野党系議員となった。

3. 後援会活動

新潟県における「税理士による後援会」は、6個（うち非現職2）設立されている。しかし現職国会議員11人のうち5人を占める野党系議員の後援会は鷲尾議員の自民党入りにより0となっており、今後野党系議員を含めた後援会を増設していくことが、課題となっている。

長野県税理士政治連盟

幹事長
横 沢 正

1. 第44回定期大会



大会会場風景

第25回参議院議員通常選挙の投開票日の翌日、令和元年7月22日午後1時から、ホテルブエナビスタ（松本市）において第44回長税政定期大会を、関税政渡邊輝男副会長、高野善生副会長ならびに務台俊介衆議院議員（自民党・比例北陸信越）をはじめとしたご来賓をお招きして盛大に開催することができた。

議長に神谷副幹事長を選出し、議事は第1号から第6号まで全ての議案が可決承認された。



百瀬会長あいさつ

同日行われた県連との合同祝賀では、務台俊介衆議院議員、宮下一郎衆議院議員（自民党・長野5区）、若林健太前参議院議員が出席され、あいさつをいただいた。また、代理出席の秘書の方々の紹介もあった。多数のご来賓にご臨席いただき、和やかに懇親を深めることができた。



務台俊介衆議院議員あいさつ



渡邊関税政副会長あいさつ

2. 後援会活動支援等

4月12日本年度第1回正副会長・正副幹事長合同会議が開催され、今年度の運動方針及び定期大会議案等審議を行った。

主だった活動は以下のとおり。

- 4月16日 第1回幹事会
(ホテルブエナビスタ 松本市)
大会代議員の選出基準、顧問相談役推戴、定期大会議案審議
- 4月18日 税理士による務台俊介後援会
(長野県税理士会館 松本市)
後援会員の増強、活動の活性化策
- 5月9日 財務委員会
(長野県税理士会館 松本市)
- 5月12日 長税政職域支部
(JA松本ハイランド島内支所 松本市)
事務所開き
- 5月15日 税理士による羽田雄一郎後援会
(ささや 上田市) 総会
- 5月18日 小松ゆたか事務所
(小松ゆたか事務所 長野市)
推薦状贈呈
- 5月24日 監査会
(県税理士会館会議室 松本市)
- 5月26日 長野県税理士支部
(松本文化会館 松本市)
第49回自民党県連大会
- 6月4日 第2回正副会長正副幹事長合同会議
(県税理士会館会議室 松本市)
定期大会進行について
- 6月12日 第2回幹事会
(県税理士会館会議室 松本市)
定期大会議案審議
- 7月4日 税理士による羽田雄一郎後援会
(羽田雄一郎事務所 上田市)
推薦状贈呈
- 7月22日 第3回正副会長正副幹事長合同会議
(ホテルブエナビスタ 松本市)
定期大会進行について

関税政の動き

- 令和元年4月19日 第1回幹事会（書面審議）
議題 第53回定期大会各県税政連選出代議員割当数（案）について
- 5月10日 役員候補選考会（本会会議室）
議題 次期役員候補者の選考について
- 5月10日 第1回正副会長・正副幹事長合同会議（本会会議室）
議題 第53回定期大会の議案について
- 6月10日 会計監事会（本会会議室）
議題 平成30年度監査
- 6月10日 第2回幹事会（本会会議室）
議題 第53回定期大会の議案について
- 7月3日 第2回正副会長・正副幹事長合同会議（パレスホテル大宮）
議題 第53回定期大会の事前打ち合わせについて

- 7月3日 第53回定期大会（パレスホテル大宮）
議題 平成30年度運動方針及び組織活動の承認を求める件
- 7月31日 第2回正副幹事長会（本会会議室）
議題 各委員会の委員長、副委員長及び委員について
- 7月31日 第3回正副会長・正副幹事長合同会議（本会会議室）
議題 推薦審査会委員及び顧問の委嘱について
- 8月19日 第3回幹事会（書面審議）
議題 推薦審査会委員の委嘱について
- 8月27日 後援会会長連絡会議打合せ会（本会会議室）
議題 後援会会長連絡会議について
- 9月5日 第2回広報委員会（本会会議室）
議題 会報第42号の校正について

編集後記

広報委員長 三輪 洋之

今回初めて編集作業に携らせていただきました。税政連の活動や過去の「関税政」の記事など、今まで全く意識してこなかったことについて、多くのことを勉強させていただきました。今後、この経験をもとに「関税政」読者の裾野を少しでも広げていけるよう努めていきますので、どうぞよろしくお願いいたします。最後に、今回の発行にあたり、ご協力いただいた全ての関係者の方々に感謝申し上げます。ありがとうございました。

広報副委員長 柳澤 彰

3期目の広報委員会に副委員長として参加させていただくことになりました。少し肩の力を抜きながらも三輪委員長のもと親しみやすい会報の発行をと思います。読者の皆さんからも反響をいただけるよう頑張ります。

広報副委員長 島崎 己作

柿くえば陳情のとき永田町
子供の頃、家の甘柿を採り丸かじりしていました。現住居の郊外にも柿の木はありますが、未収穫の木もあます。友人は、柿をそれ程食いたいと思わないし、買ってまで食う人が分からないと言います。私は買ってでも食いたい派です。

広報委員 飯田 義明

本年度より広報委員を担当することとなりました。会員の皆様に有意義な情報を迅速に伝えられるようお手伝いできればと存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

広報委員 青柳 孝

3期目になりました。新しい関税政の役員の方々の原稿を、新しい広報委員会方々と、新たな気持ちで読ませていただくことができました。2年間よろしくお願い申し上げます。

広報委員 小板橋敬之

関税政の広報委員も2期目になります。税理士会とは一味違った政治連盟の活動を会員の皆様へ伝えるべくこれからも編集作業に精を出したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

広報委員 齋藤 嘉一

はじめて広報委員になり、編集会議に出席してきました。原稿校正作業の大変さを実感し、今後は、新聞、書籍に目を通す際に簡単に流して読むのではなく、一字一句気を付けて意味を考えながら熟読しようという気持ちになりました。

広報委員 塩川 進

初めて関税政広報委員会に出席し、税政連の目的、活動などほんの少し理解したところですが、より理解を深め、「関税政」の編集、校正などに少しはお役に立つよう勉強を重ねていくつもりです。

悩んでいませんか?! 退職金対策

そんなときは **ぜいたいきょうが
安心! オススメ!**

関与先に
退職金制度を
勧めたい...

従業員の
定着率を
上げたい...

安心できる
退職金制度が
あれば...

一般社団法人 **ぜいたいきょう**

従業員のための **特定退職年金共済制度**

えっ? 複利で **2%!?**



ひとり1件紹介キャンペーン **実施中**

関与先・税理士会員をご紹介いただいた場合、諸経費をお支払いいたします

例) 関与先をご紹介いただいた場合、
新規加入事業所

1件につき 20,000円 + 消費税

被共済者

1名につき 5,000円 + 消費税

※ご紹介の経緯によって金額が変わる場合がございます。詳しくはぜいたいきょう事務局まで。

ご加入いただける方

- ① 税理士会会員 (税理士法人含む)
- ② 税理士会及び税理士関連組織 (賛助会員)
- ③ 関与先等 (賛助会員)

満65歳
未満まで
OK!

制度の特徴

- 月額 3,000円から、確かな保証!
 - 掛金は全額必要経費、または損金に計上できます。
 - 制度加入前の勤務期間を最長10年まで通算できます。
ただし、満60歳未満の方まで可。
※掛金については、「退職年金共済制度のしおり」をご覧ください。
お手元がない場合はぜいたいきょう事務局までご請求ください。
 - 退職一時金は職員に直接お支払いいたします。
 - 退職年金は、退職後(受給要件を満たした場合)10年間にわたって職員にお支払いいたします。
- ★充実した福祉事業制度 (結婚祝金・出産祝金・死亡弔慰金をご用意)

関与先の
皆様も
ご加入できます

※掛金の費用負担は
ございません。

	共済契約者	被共済者
結婚祝金	20,000円	10,000円
出産祝金	10,000円	
死亡弔慰金	50,000円	30,000円

退職一時金及び遺族一時金の給付例 単位円

口数	10口(10,000円)の場合		
	基本退職 年月額	基本退職 一時金	基本遺族 一時金
1年		117,700 掛金 120,000	157,700 掛金 120,000
5年		612,300 掛金 600,000	692,300 掛金 600,000
10年	11,820	1,288,300 掛金 1,200,000	1,388,300 掛金 1,200,000
15年	18,670	2,034,700 掛金 1,800,000	2,134,700 掛金 1,800,000
20年	26,240	2,858,800 掛金 2,400,000	2,958,800 掛金 2,400,000
25年	34,590	3,768,600 掛金 3,000,000	3,868,600 掛金 3,000,000
30年	43,810	4,773,100 掛金 3,600,000	4,873,100 掛金 3,600,000
35年	53,990	5,882,200 掛金 4,200,000	5,982,200 掛金 4,200,000
40年	65,230	7,106,700 掛金 4,800,000	7,206,700 掛金 4,800,000

※給付額は「一般社団法人ぜいたいきょう退職年金共済規約」に基づく基本退職年金等の金額であり、将来改定されることがあります。そのため3年ごとに給付額の見直しをいたします。
※1口1,000円のうち、運営事務費は30円です。
※基本遺族一時金について、基本退職一時金の上乗せ金額に対する掛金の費用負担はございません。

税 退 共

制度の詳細はホームページをご覧ください <http://www.zeitaiyoko.com> **ぜいたいきょう**

一般社団法人 **ぜいたいきょう**

まんがで分かりやすく解説しています!

(旧) 社団法人 税理士事務所職員退職年金共済会)

〒330-0846 さいたま市大宮区大門町 2-88 大野ビル 6階 Tel.048(645)8720 Fax.048(645)9261

ぜいたいきょうは税理士事務所職員・関与先事業所従業員のための特定退職年金共済制度を運営することを通じて、皆様の繁栄を応援しています。
1983年(昭和58年)に設立されて以来、お預かりした掛金の健全運営に努め、給付金に反映させています。

税理士顧問料 の集金は

税理士協同組合の 報酬自動支払制度

税理士顧問料を専門にお取り扱いする口座振替システムです。
顧問料を関与先様の口座から引き落とし、税理士先生の口座へまとめてお振込みいたします。



報酬自動支払制度が選ばれる理由

理由1

**「税理士報酬専門」
だから使いやすい!**

各種明細には、「報酬額」のほか、「消費税」「源泉税」が別枠で表示されます。

理由2

**定期・定額の請求
以外にも対応!**

年1回の確定申告や、不定期に発生する相続税の申告などの報酬にもご利用いただけます。

理由3

**税理士界一筋
45年以上の信頼と実績**

安心と信頼の協同組合事業です。

選べる2つの方式

帳票を毎月郵送

POST

郵送型

- 基本料無料で1件335円から利用可能!
- 開業したばかりでこれから関与先様を増やしたい方におすすめ。

ネットで管理も楽々

e-NET

ネット型

- インターネット環境でリアルタイムに効率よく管理したい方におすすめ。

e-NETの集金支援システム特許取得 (特許第5117097号)

報酬自動支払制度のお問い合わせは
0120-155-551

ホームページもご覧ください。
報酬自動支払制度



資料請求はこちら

各種事業も好評をいただいています。

関与先様の集金は My 集金 NET

**集金業務でお悩みの
関与先様をご紹介ください。**

賃料・各種会費・購読料など定期・不定期を問わず1件からサポートします。

My 集金 NETのお問い合わせは
0120-155-551

研修事業のご案内

幅広いテーマと著名講師による実務上のポイント解説を中心とした研修をご用意しております。マルチメディア研修も豊富です。

日税ジャーナルオンライン

知りたい情報はココにあります!

最新の税務ニュースやお役立ちワンポイント講座など、税理士事務所のための情報ポータルサイトです。

研修事業・日税ジャーナルオンラインについてのお問い合わせは
TEL 03-3340-4488



税理士協同組合事務代行社
株式会社 日税ビジネスサービス



税理士事務所と関与先を守る安心の補償

税理士職業賠償責任保険 加入のおすすめ

近年、保険金の支払いが増えています。

依頼者に損害を与えた場合に、賠償が可能であることが
専門家としての要件とも言われています。

専門家責任を果たすための一つ的手段として、加入をお
すすめしています。

保険契約者(団体契約) 日本税理士会連合会



●資料請求先 株式会社日税連保険サービス

〒141-0032 東京都品川区大崎 1-11-8 日本税理士会館 5階

電話 0120-320-912 FAX 03-5435-0907

* ホームページでは事故事例をご覧いただけます。

ホームページ

ぜひばいほけん

検索



次の世代につなげていきたいもの それは 税理士どうしの助け合い

昭和28年に西日本を襲った大水害、被災した税理士の仲間を助けるべく立ち上がった「助け合いの精神」は、66年前の創立以来、弊会独自の「災害見舞金」制度と「会務従事者見舞金支援」制度として「にちぜいきょうさい」に引き継がれています。これら見舞金制度を支えるのは、弊会ご案内の各制度にご加入の、お一人おひとりにご負担いただいている制度運営費です。一人ひとりのやさしい心の寄り添いが、ご自身の、そして仲間の万が一の際の大きな助け合いにつながります。心と心の寄り添い、それが「にちぜいきょうさい」です。ぜひとも皆様のご加入を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

日本税理士共済会 理事長 **江本 英仁** (関東信越税理士会 会長)

税理士はもちろん
職員の方でも
自分で加入できる
生命保障制度



保障額4,000万円まで
上限アップ!

税理士と
その配偶者の
ためだけの
夫婦保障制度



税理士本人 最高2,000万円
配偶者 最高1,000万円

税理士と配偶者
そしてそれぞれの
親のための
介護保障制度



要介護2以上で給付

月々1万円からの
自分のための
年金積立



個人年金保険料控除適用

日本税理士共済会は、公益財団法人日本税務研究センターが運営する「日税研通信ゼミ」を支援しています。

にちぜいきょうさい
日本税理士共済会



モバイルサイト

〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館5F
電話 03-5740-0321 FAX 03-5740-0323 e-mail jim@zeirishikyosai.com
ホームページはこちら→ <http://www.zeirishikyosai.com>

日本税理士共済会の創立記念日 10月26日は「税理士相互扶助の日」として記念日登録されています。

関東信越税理士協同組合連合会 事業のご案内

当連合会は、各県税理士協同組合及び組合員（以下「所属員」という。）の相互扶助の精神に基づき、共同事業を行い、所属員の自主的な経済活動を促進し、経済的地位の向上を図ることを目的として、中小企業等協同組合法に基づき設立し運営されています。

主な事業活動は次のとおりです。他にも各県税理士協同組合では、それぞれ特色ある事業を活発に推進しておりますので是非ご利用ください。

◆購買及び斡旋事業

税理士報酬領収書の販売、図書（路線価図他）の注文及び販売、税理士専用カード、税理士報酬自動支払制度、機密書類リサイクルボックスの斡旋

◆教育情報事業

セミナーの企画・開催

◆福祉共済事業

グループ保険共済制度（本連合会独自の団体定期保険）、退職金共済制度、ぜいりし年金制度
関東信越税協連企業年金基金

◆福利厚生事業

あんしん財団事業（事業総合傷害保険、労働災害防止、福利厚生）
中小企業退職金共済制度、結婚紹介サービス、ゴルフ場提携利用（特約企業提携料金）

◆広報事業

会報「関東信越税理士界」の『関税協のページ』に活動状況、事業概要等の情報を掲載
ホームページによるタイムリーな情報の提供

◆全国税理士共栄会関東信越地区会事業

全税共「VIP 大型総合保障制度」「全税共年金制度」の推進

◆関東信越税協連共済会事業

総合事業保障プラン、税理士向け報酬自動振替システム、関与先向け集金代行サービス
M & Aの仲介

お問い合わせ 関東信越税理士協同組合連合会

〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町 4-333-13 O L Sビル 14階
電話 048-650-0333 FAX048-650-0335 <http://www.kanzeikyo.or.jp/>